

平成30年度「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域 解消推進事業～地域日本語教育スタートアッププログラム～ 概要

1. 本事業の目的

日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、各地の優れた取組を支援することにより、地域における日本語教育の拠点が各地に整備され、日本語教育の推進が図られることを目的とします。

2. 事業内容

定住している外国人等を対象とした日本語教育が行われていない市区町村において、日本語教室の設置・開設を促進するため、以下の支援を行います。

(1) 地域日本語教育の専門家であるアドバイザーの派遣

(業務の具体例)

- ・地域の実状に応じた日本語プログラムの開発
- ・施策立案に向けた助言／日本語教室の設置に対する指導・助言
- ・コーディネーターに対する指導・助言
- ・日本語教育を行う人材育成に対する指導・助言
- ・日本語教室の安定的な運営に向けた指導・助言

(2) コーディネーターの活動に対する支援

(業務の具体例)

- ・学習ニーズの把握／地域住民への意識啓発
- ・関係機関との調整／日本語教室のカリキュラム・学習教材の作成
- ・日本語教育の指導者等の人材の養成・研修の企画・実施
- ・日本語教室における学習環境の整備

3. 支援経費

(1) アドバイザー（複数名のチーム）の派遣に伴う経費（謝金・旅費）

※年間5回以内、1回4泊限度、かつ予算の範囲内

(2) コーディネーターの活動に伴う経費（謝金・旅費等）

※上限200万円

4. 支援対象

日本語教室が設置されていない市町村のうち、次のいずれかの機関・団体

- (1) 市区町村（教育委員会を含む。）
- (2) 複数の市区町村による実行委員会
- (3) 国際交流協会。ただし以下のいずれかに該当し、かつ地域における国際交流、多文化共生、外国人支援等を目的とした事業を実施している団体に限ります。
 - ① 市町村が設立したもの
 - ② 市町村が事務局を務めているもの
 - ③ 市町村施設の指定管理業務を行う法人及び団体

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

趣旨

日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は現在、約55万人おり、こういった地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援するとともに日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）を開発・提供する。また、日本語教室がない地方公共団体を対象に先進事例等を紹介する「空白地域解消推進協議会」を開催し、日本語教室設置を促す。これらの取組を通して日本語学習環境の格差是正を図り、日本語教育を推進する。

- 「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」平成29年6月9日閣議決定
- 「未来投資戦略2017－Society5.0の実現に向けた改革－」平成29年6月9日閣議決定

事業概要

地域日本語教育スタートアッププログラム

アドバイザー派遣のイメージ

- 地域日本語教育プログラムの開発
- 施策立案への助言
- 関係機関との調整

指導者養成プログラムの開発、実施に対する支援

カリキュラム・教材の開発に対する支援

教室運営の安定化に向けた支援

専門家チームによる3年サポート

日本語教育を行う人材の育成

日本語教室の開設（試行）

日本語教室の運営

地方公共団体による取組

対象となる経費：アドバイザーへの謝金・旅費 等

空白地域解消推進協議会

【対象】

- 地方公共団体職員
- 国際交流協会担当者等

空白地域解消の実践事例紹介

地域資源活用連携方法等協議



日本語学習教材の開発・提供

日常生活に必要な日本語学習コンテンツの開発

〔日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語等多言語で提供〕

日本語学習コンテンツ



必要に応じてサポート

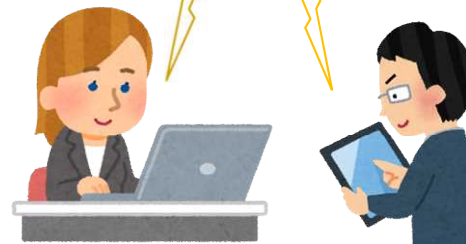
登録

NEWS

（日本語教育コンテンツ共有システム）

インターネット

教室に通えない日本語学習者



期待される効果

○地域に日本語教室が開設される、もしくは日本語学習することにより、日本語を習得する

○近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり外国人が孤立することが少なくなる

○地域住民の地域社会への参画が増える

○地域住民（日本人・外国人）が活躍、外国人の受入れが円滑になる

○地域が活性化する